

---

# 枚方市 国土強靱化 地域計画

---

令和3年3月

枚方市

# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 枚方市の特性 .....             | 1  |
| I 市域の特性 .....                | 1  |
| II 災害の歴史 .....               | 2  |
| III 市の対応 .....               | 6  |
| 第2章 基本的な考え方 .....            | 7  |
| I 国土強靱化の取組について .....         | 7  |
| II 枚方市が取り組む意義 .....          | 8  |
| III 基本的な方針 .....             | 9  |
| 第3章 脆弱性評価 .....              | 12 |
| I 評価の枠組みと手順 .....            | 12 |
| II 評価の実施 .....               | 14 |
| 第4章 具体的な取組の推進 .....          | 16 |
| I 概要 .....                   | 16 |
| II 具体的な取組（個別施策分野の推進方針） ..... | 17 |

【別紙1】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

【別紙2】個別事業一覧（具体的な取組み）

# 第1章 枚方市の特性

## I 市域の特性

本市は、東経 135 度 39 分、北緯 34 度 48 分、面積は 65.12k m<sup>2</sup>であり、大阪府北東部に位置している。

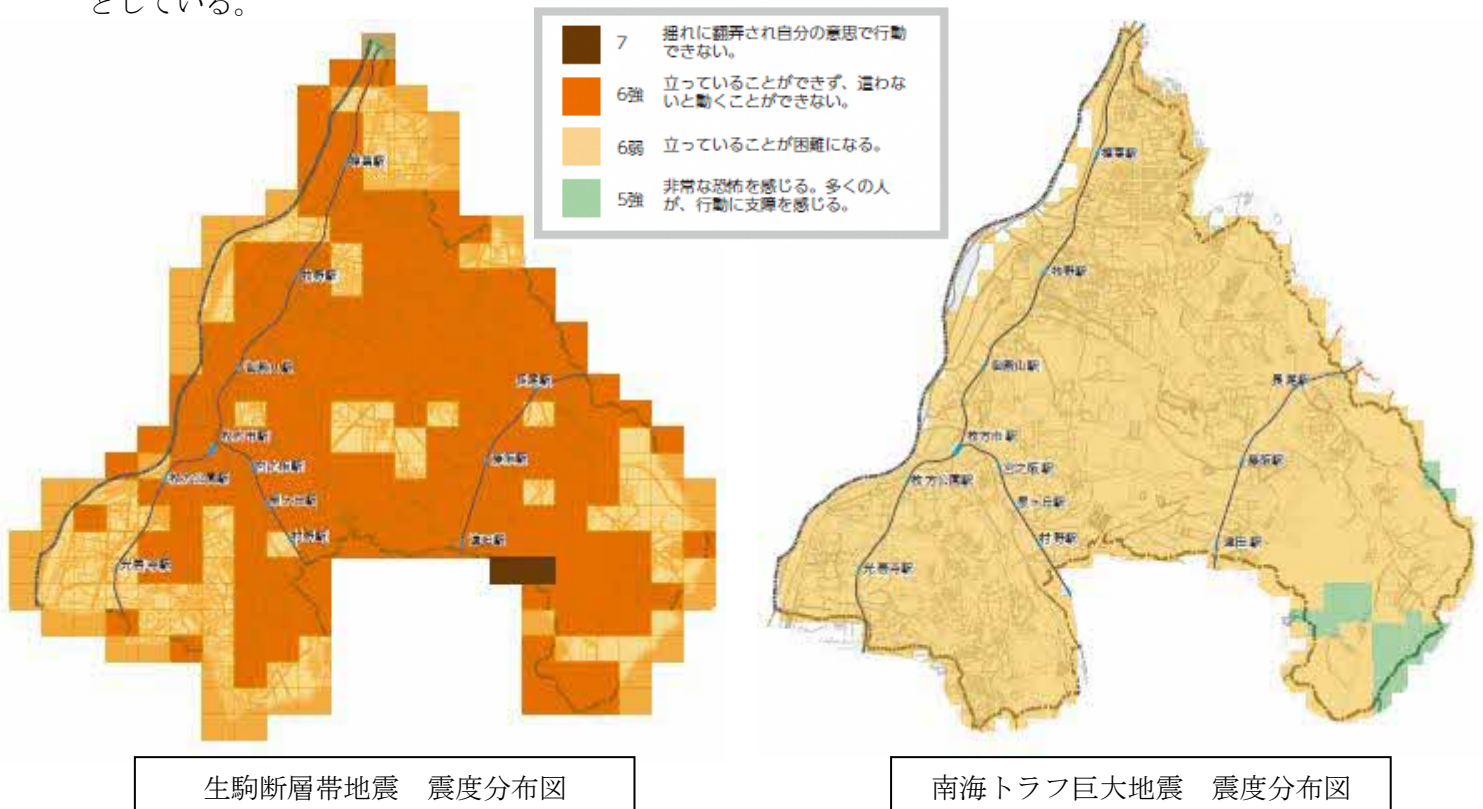
また、北東は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、南東部の一部は奈良県生駒市、南は交野市、南西は寝屋川市、北の一部は淀川を境として三島郡島本町、北西は高槻市に接している。

地形としては、淀川の左岸、生駒山地の北部にのびる枚方丘陵上にあり、山間部から船橋川、穂谷川、天野川がそれぞれ南東から北西に流下して淀川に注いでいる。また、東部の標高 100m 以上の生駒山地延長部、それに続く 50～100m の山麓地帯・谷口扇状地、中央部の 20～50m の沖積層丘陵・台地、20m 以下の淀川低地帯をなす沖積平野の各地区に分けられる。

本市に影響を及ぼす主な地震として、南海トラフ沿いに概ね 100 年から 150 年の間隔で発生する地震や、生駒山地の西麓に南北に延びる生駒断層帯による地震がある。

国の地震調査研究推進本部は、南海トラフ沿いに発生する地震が、今後 30 年以内に発生する確率を 70%～80%としている。

また、市域に存在する生駒断層帯による地震が、今後 30 年以内に発生する確率をほぼ 0%～0.2%としている。



## Ⅱ 災害の歴史

### (1) 地震

#### ①安政南海地震（安政元年（1854年）12月24日）震央 135.6E, 33.2N, M=8.4

紀伊水道から四国にかけての南方海域を震源として発生した海溝型の巨大地震。紀伊半島～四国にかけての太平洋沿岸地域や畿内における揺れ・津波による被害は極めて大きく、大坂へも地震発生から約2時間後に津波が来襲した。津波は安治川や木津川の河口から侵入、大坂市中の堀川に沿って遡上し、大坂の市街地に甚大な被害が発生した。

#### ②兵庫県南部地震（平成7年（1995年）1月17日）震央 135.04E, 34.60N, M=7.3

午前5時46分、淡路島を震央とした都市直下型地震がおき、兵庫県、大阪府で大きな被害が発生。

本市では軽傷者4人、住宅被害4棟、水道断水55戸、本管破損2箇所、ガス漏れ3箇所、停電30,000戸、電話の通信混乱などライフラインに大きな影響が出たほか、公共土木施設や文教施設などにも被害が発生した。

（上記以外に神戸市、西宮市で枚方市民3人が亡くなった。）

#### ③大阪府北部地震（平成30年（2018年）6月18日）震央 34° 50.36' N, 135° 37.18' E, M=6.1

午前7時58分頃大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、枚方市の他、大阪市北区、高槻市、茨木市、箕面市で最大震度6弱を観測した。枚方市では、23名の人的被害（いずれも軽傷）、約7,000棟の住家被害（全壊1棟、半壊12棟を含む）が発生した。

### (2) 風水害

#### ①伊加賀切れ（明治18年（1885年）6月18日）

明治18年6月18日午前3時ごろ、梅雨の豪雨のため、三矢・伊加賀村の淀川堤防が約180mにわたって決壊した。濁流が流れ込んで茨田郡一円を水没させ、洪水は讃良・交野・東成郡から大阪市中に及んだ。堰止め工事が進んだ7月2日、再び豪雨による洪水のため、決壊箇所は元の約180mに広がった。船橋川・穂谷川・天野川などの支川も決壊して、茨田郡では水深5.6mに達するところもあり、府下各地は長期間浸水した。

②室戸台風（昭和9年（1934年）9月21日）

大阪での最低気圧 954.1mb、最大風速 42.0m/s、最大瞬間風速 60.0m/s、高潮 O.P. 5.10m である。府域の被害は死者 1,812 人、負傷者 9,008 人、行方不明 76 人、建物全半壊及び流失 30,143 戸、床上浸水 129,931 戸、床下浸水 28,616 戸と、人的被害の約 6 割、家屋被害の約 3 割が大阪に集中した。また、各地で学校校舎の倒壊と、それによる職員、児童、生徒に多数の死傷者が発生し、牧野村小学校で 17 人、水本村小学校で 14 人が亡くなった。

③ジェーン台風（昭和25年（1950年）9月3日）

大阪における最低気圧 970.3mb、最大風速 28.1m/s、最大瞬間風速 44.7m/s、高潮 O.P. 3.85m。枚方市内では暴風のため、死者 1 人、負傷者 28 人、建物の全壊 47 戸、半壊 258 戸（津田町の全壊 5 戸、半壊 74 戸を含む）、田畑冠水等約 420ha、停電・断水・交通通信網が途絶し、京阪電鉄や片町線も一時不通となった。大阪府下全域に災害救助法が適用された。

④台風5号による集中豪雨（昭和32年（1957年）6月）

枚方市で床下浸水 51 戸、田畑被害 277 町歩、道路損壊 35 箇所、橋りょう流失 3 箇所、堤防破損 9 箇所、がけ崩れ 2 箇所などの被害が発生した。

⑤第2室戸台風（台風18号）（昭和36年（1961年）9月16日）

室戸岬から紀淡海峡を北進した台風は、13時過ぎに阪神間へ上陸、13時29分に最低気圧 937.0mb、13時40分最大瞬間風速 50.6m/s を記録した。最大風速 33.3m/s、高潮 O.P. 4.12m であった。風雨は夕方にはおさまったが、大阪湾沿岸一帯は 4m を超える高潮による被害を受けた。

枚方市でも風速 30m/s を超す暴風雨のため、死者 2 人、負傷者 18 人、家屋全壊 44 戸（茄子作・香里ヶ丘 2 丁目・村野・渚など）、半壊 146 戸（中振・出口・茄子作など）、橋りょう被害 6 箇所、農作物被害面積 7,637ha のほか、学校等公共施設 44 箇所が被災した。

⑥台風7号くずれの低気圧による豪雨（昭和42年（1967年）7月7日～12日）

北河内地方は4時間で雨量 80mm。

枚方市で床上浸水 152 戸（大垣内町・岡東町・泥町・三矢町・堤町・牧野など）、床下浸水 1,636 戸、田畑被害 270ha。道路・堤防の決壊約 50 箇所の被害。12日も雨となり、枚方市では9日からの雨量 130mm。枚方市での被害合計は、家屋浸水約 2,200 戸、道路・河川損

壊約 90 箇所等のほか、農地・農業施設・農産物を含めた被害が発生した。

⑦ 7月豪雨（昭和 47 年（1972 年） 7 月 12 日～13 日）

大東市中心に被害が発生。枚方市でも雨量 196mm のため、家屋半壊 1 戸の他、黒田川が溢れ、渚地区で床上浸水 256 戸、床下浸水 2,564 戸の被害が発生。

渚南町全所帯（150 所帯）に避難命令が出され、約 400 人が高陵小学校に避難した。その他、土砂崩れ 58 箇所（大垣内町・印田町・村野・中宮西之町・宮之下・杉・牧野本町・香里園東之町・走谷・岡山手町・伊加賀北町・山之上町・禁野本町・北中振など）の被害が発生した。

⑧ 台風 20 号による豪雨（昭和 47 年（1972 年） 9 月 16 日）

大東市中心に被害が発生。

枚方市では床上浸水 259 戸・床下浸水 1,619 戸、家屋破損 2 戸、道路被害 17 箇所、河川被害 52 箇所、がけ崩れ 7 箇所（朝日丘町・茄子作 1 丁目・香里園桜木町・岡山手町など）の被害が発生した。

⑨ 台風 10 号および低気圧による豪雨（昭和 57 年（1982 年） 8 月 1 日～3 日）

台風 10 号とその影響で、1 日には 120mm を超える豪雨が降り、3 日間の被害は、枚方市で床下浸水 32 戸（茄子作 3 丁目・楠葉朝日 3 丁目・都丘町・中宮東之町・招提平野町・中宮山戸町など）、がけ崩れ 6 箇所（津田元町 3 丁目・尊延寺 5 丁目・牧野阪など）、道路損壊 25 箇所、河川被害 5 箇所（長尾八田川・茄子作東町の小川・中宮東之町の新之栄川）の被害が発生した。

⑩ 集中豪雨（平成 20 年（2008 年） 6 月 20 日）

大雨、枚方市で降雨量 157.5mm、最大 1 時間雨量 66mm。床上浸水 21 戸（楠葉朝日 3 丁目、東船橋 2 丁目など）、床下浸水 55 戸（楠葉朝日 2～3 丁目、楠葉並木 2 丁目など）、道路冠水 35 件（市内各所）、がけ崩れ 1 箇所（禁野本町 1 丁目）などの被害が発生した。

⑪ 集中豪雨（平成 24 年（2012 年） 8 月 14 日）

大雨、枚方市で降雨量 257 mm、最大 1 時間雨量 108.5 mm。床上浸水 297 戸（楠葉朝日 3 丁目、大垣内町 3 丁目、北中振 1 丁目など）、床下浸水約 3,200 戸（市内各所）、道路冠水 80 件（市内各所）などの被害が発生した。

⑫ 台風 18 号による豪雨（平成 25 年（2013 年） 9 月 15 日）

台風 18 号により枚方市で 15 日から 16 日にかけて大雨。枚方津田高校観測局では最大 1 時

間雨量 68mm、日積算雨量 188mm、総雨量 348mm を観測した。

床上浸水 50 戸、床下浸水 1248 棟、一部家屋損壊 4 戸、道路冠水 22 箇所、道路陥没 16 箇所、土砂崩・法面崩落 331 箇所などの被害が発生した。

⑬台風第 21 号（平成 30 年（2018 年）9 月 4 日）

近畿地方を中心に甚大な被害が発生。

枚方市では観測史上最大となる瞬間風速 40.2m/s を観測し、約 5,500 棟の住家被害（全壊 5 棟、半壊 8 棟を含む）が発生した。

### Ⅲ 市の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を超える揺れや巨大津波により庁舎や職員が被害を受け、業務を継続することが一時的に困難となるケースが多数発生した。

大規模地震発生時の人員・物資・ライフラインなどの利用可能な資源が制約された状況下においても行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという行政の責務を果たすことができるよう、平成27年3月に新たに枚方市業務継続計画（BCP）を策定した。

その後、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震・台風第21号を踏まえ、枚方市地域防災計画をはじめ防災に関連する計画を改訂するとともに、枚方市災害時受援計画を策定した。

枚方市災害時受援計画では、大規模災害時に他の地方公共団体や関係機関など多方面からの支援を最大限に活かすため、人的・物的支援の受入手順やその役割など受援に必要な体制の整備を目的として、その詳細を規定しており、対象事業として63事業をあらかじめリストアップしている。



## 第2章 基本的な考え方

### I 国土強靱化の取組について

平成23年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。また、近年、全国的に1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）や、80ミリ以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、計画対象降雨を上回る豪雨により、甚大な浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、このような自然の猛威に正面から向き合い、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

平成30年12月、国は、平成28年熊本地震をはじめ、その後に発生した災害の教訓などを踏まえ、基本計画の改訂を行った。あわせて、人命を守り、電力、上水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を行うこととした。

令和元年8月には、国土強靱化地域計画に基づき地方自治体を実施する補助金・交付金事業に対して、予算配分を重点化することとし、地方自治体に国土強靱化地域計画の早期策定を促し、国土強靱化の取組を一層推進していくことが示された。

## Ⅱ 枚方市が取り組む意義

枚方市では、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震、同年 9 月 4 日に襲来した台風 21 号等の教訓や南海トラフ巨大地震等による被害想定を反映し、減災を基本理念とした「枚方市地域防災計画」の改定を行うとともに、その他防災に関連する計画等の見直しなど、各種防災体制の構築を図り、市民の安全・安心の確保に努めている。

このような中、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等の状況を踏まえ、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った社会づくりを考えていく必要がある。仮に、大規模な災害に見舞われた場合であっても、市域の機能を可能な限り維持、あるいは早期に回復するため、どういった備えが必要か、様々な角度であらかじめ検討することが求められている。

このため、いかなる事態が発生しても人命を守るとともに、市域が機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保する観点から、起きてはならない最悪の事態の想定を行った。

また、これらの事態を確実に回避するため、既存の地震・風水害対策を総点検し、必要な個別施策を検討し、体系的に整理を行った。

これらを基に、枚方市において基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った強靱な地域づくりを、市と様々な主体が連携して継続的に進めるための「枚方市国土強靱化地域計画」を策定する。

### ※様々な主体とは

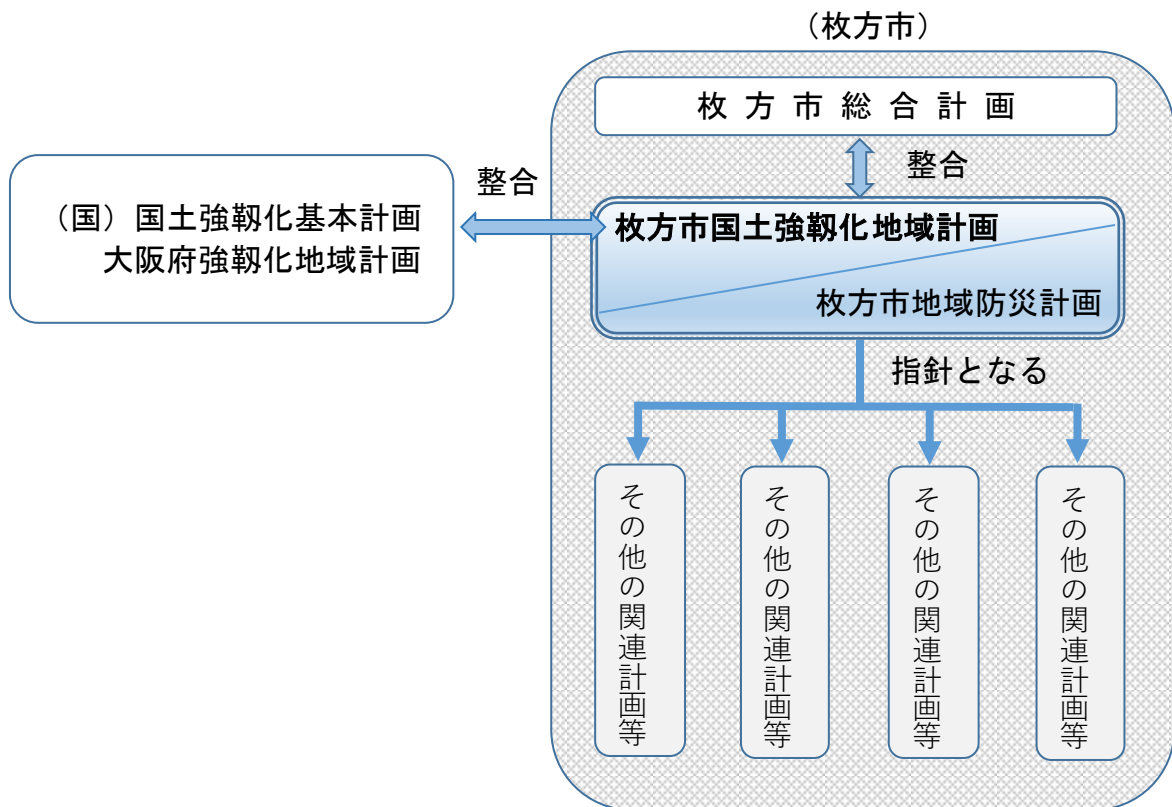
コミュニティ（自治会）や市民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者を想定。

### Ⅲ 基本的な方針

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靱化基本計画」、大阪府の「大阪府強靱化地域計画」及び「枚方市総合計画」と整合を図り、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する計画等の指針となるべきものとして策定する。



## (2) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、以下の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## (3) 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとの予測や短時間強雨の観測頻度の増加等がある。

このため、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、市域に甚大な被害をもたらすこと、国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においては、大規模自然災害〔地震・風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

## (4) 特に配慮すべき事項

### ①市民等の主体的な参画

国、府、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的な行動が図れるよう、取組を推進する。

### ②効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

### ③的確な維持管理

人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめ公共施設について、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなどの確なファシリティマネジメントを推進する。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

#### ④広域連携の取組

大阪府、周辺市町村との連携強化を進めると共に、広域災害に備えて府外の自治体との相互応援協定（中核市間の応援協定等）により、自治体間の連携強化を進める。

#### （５）施策の推進とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置付ける個別の施策の推進は、基本目標及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

本計画では、毎年、施策の進捗管理、評価等（PDCA）を行うとともに、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。

## 第3章 脆弱性評価

### I 評価の枠組みと手順

第2章に掲げた基本目標と枚方市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして34の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定し、本市が対象とする災害に対する脆弱性の評価を行った。

### 起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 |   | 起きてはならない最悪の事態 |  |
|------------|---|---------------|--|
| 1          | 直接死を最大限防ぐ   | 1-1           | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                           |
|            |   | 1-2           | 不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生  |
|            |   | 1-3           | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害を含む                                   |
|            |   | 1-4           | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生  |
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     | 2-1           | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                     |
|            |   | 2-2           | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生   |
|            |   | 2-3           | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足   |
|            |   | 2-4           | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱   |
|            |   | 2-5           | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                           |
|            |   | 2-6           | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生   |
|            |   | 2-7           | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                                  |
| 3          | 必要不可欠な行政機能は確保する                                   | 3-1           | 市庁舎機能の機能不全   |
|            |   | 3-2           | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                          | 4-1           | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止  |
|            |   | 4-2           | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態   |
|            |   | 4-3           | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                         |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1           | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下  |
|            |   | 5-2           | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                    |
|            |   | 5-3           | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                       |
| 6          | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1           | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止                 |
|            |   | 6-2           | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|            |   | 6-3           | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止  |
|            |   | 6-4           | 鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止                                   |
|            |   | 6-5           | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   |
| 7          | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1           | 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生  |
|            |   | 7-2           | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                                      |
|            |   | 7-3           | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生                             |
|            |   | 7-4           | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃  |
|            |   | 7-5           | 農地・森林等の被害による国土の荒廃  |
| 8          | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する                   | 8-1           | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態   |
|            |   | 8-2           | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|            |   | 8-3           | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   |
|            |   | 8-4           | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                             |
|            |   | 8-5           | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   |

## Ⅱ 評価の実施

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置付けられている施策をベースに、以下の「近年の災害の教訓」「国土強靱化基本計画の見直し」などを踏まえ、課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。脆弱性評価の結果は、別紙に記載する。

### ①近年の災害の教訓

| 災害            | 発生年月           | 主な課題等  |
|---------------|----------------|--|
| 熊本地震          | H28(2016).4.16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の衛生環境</li> <li>車中泊等による健康状態の悪化</li> <li>救援物資の円滑な支援</li> </ul>   |
| 北海道胆振東部地震     | H30(2018).9.6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模停電(ブラックアウト)の発生</li> <li>液状化による被害の発生</li> </ul>   |
| 大阪府北部を震源とする地震 | H30(2018).6.18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>出勤、帰宅困難者対策</li> <li>訪日外国人等への対応</li> <li>一部損壊住家への対応(災害救助法による支援のあり方)</li> </ul>                           |
| 九州北部豪雨        | H29(2017).7    | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報、避難情報等の伝達</li> </ul>  |
| 西日本豪雨         | H30(2018).7    | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報、避難情報等の伝達</li> <li>ハザードマップの利活用</li> </ul>   |
| 平成30年台風第21号   | H30(2018).9.4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>電柱の倒壊、倒木等の風害(停電の発生、道路閉塞等)</li> <li>一部損壊住家への対応(災害救助法による支援のあり方)</li> <li>重要インフラ施設における防災対策(関空等)</li> </ul> |
| 令和元年台風第15号    | R元(2019).9.9   | <ul style="list-style-type: none"> <li>電柱の倒壊、倒木等の風害(停電の発生、道路閉塞等)</li> <li>一部損壊住家への対応(災害救助法による支援のあり方)</li> </ul>                                |
| 令和元年台風第19号    | R元(2019).10.12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報、避難情報等の伝達</li> <li>ハザードマップの利活用</li> <li>中小河川の治水対策</li> <li>ダムの緊急放流における情報発信</li> </ul>               |



②国土強靱化基本計画の見直し【平成30年（2018年）12月】

| 主な項目                           | 内容等   |
|--------------------------------|---|
| 国の脆弱性評価の結果<br>（平成30年（2018年）8月） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価</li> <li>・フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化</li> </ul> |
| 災害から得られた知見等の反映                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等の健康・避難生活環境の確保、気候変動の影響を踏まえた治水対策などの過去の災害から得られた知見等を推進方針として追加</li> </ul>                        |
| 社会情勢の変化等を踏まえた反映                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加</li> </ul>  |
| 防災、減災、国土強靱化のための<br>3か年緊急対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ</li> </ul>                |

## 第4章 具体的な取組の推進

### I 概要

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、具体的な取組を整理する。また各施策と関連した事業について【別紙2】に記載する。

#### (1) 枚方市の強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる枚方市の強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と2の横断的分野とする。

これら14の施策の分野は、8つの目標に照らして必要な対応を取組として取りまとめたものである。それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組の推進にあたっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

#### 【12の個別施策分野】

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ①行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ⑦産業構造       |
| ②住宅・都市             | ⑧交通・物流      |
| ③保健医療・福祉           | ⑨農林水産       |
| ④エネルギー             | ⑩国土保全       |
| ⑤金融                | ⑪環境         |
| ⑥情報通信              | ⑫土地利用（国土利用） |

#### 【2の横断的分野】

- A) リスクコミュニケーション
- B) 人材育成

## II 具体的な取組（個別施策分野の推進方針）

### 【12 の個別施策分野】

#### （1）行政機能／警察・消防等／防災教育等

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 3-1, 3-2, 4-1, 6-5, 7-1

#### （行政機能）

- ① 地震発生時に、利用者の安全を確保するため、市が管理する建築物やそれに付随するエレベーター、避難所となる学校校舎・体育館の非構造部材の耐震化等についても対策をすすめる。  
また、枚方市駅周辺再整備基本計画及び枚方市新庁舎整備基本構想に基づき、耐震性と安全性に優れ、非常時でも行政機能を確保し、防災拠点としての機能を十分発揮できる庁舎を目指すとともに、関係機関と連携・協力しながら、安全・安心の拠点を形成していく。さらに、行政施設を適正に配置し、まち全体での行政機能の向上を目指す。【関係部】
- ② 行政機能維持のため、枚方市災害時業務継続計画（BCP）にて、大規模災害時に必要とされる災害対応業務と非常時でも継続しなければならない平常業務を整理しているが、改定や運用を適切に実施する。また、令和2年度に策定した枚方市災害時受援計画では、他の自治体等から支援を受けることが可能な業務とその受入れ手順を整理しているが、こちらについて訓練などを通して、定期的な見直しを実施することで、防災体制の向上を図る。【危機管理部】
- ③ 災害情報システムを活用し、円滑に職員参集を指示するとともに、安否確認を可能とする体制を確立するとともに、訓練等を通して各職員が職員初動マニュアルに基づき迅速かつ的確な初動対策を行えるよう、災害対応能力の向上を図る。また、大阪府及び近隣市町村とは大阪府防災行政無線（0-DIS 等）を活用し、迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する。各避難所との連絡体制の構築については、電話回線が不通の場合に備えて、MCA 無線を配備するとともに、継続して保守点検を実施する。さらに、応急活動等の移動手段として自転車を活用するため、自転車通行空間の整備を推進する。【危機管理部・土木部】
- ④ 災害種別毎に避難所を指定するとともに、避難者受け入れ体制を確立するため、市が作成した避難所運営マニュアルをベースに校区毎の避難運営マニュアルの作成や地区防災計画の策定支援を支援する。また、市の備蓄品については、大阪府域救援物資対策協議会が示す備蓄方針に基づき重要備蓄物資（11品目）を備蓄し必要数量を充足しているが、今後、新型コロナウイルス感染症

を始めとする感染症に対応するため、簡易ベッド・パーティション等についても備蓄に努めるとともに、多様な物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。【危機管理部】

(警察・消防等)

- ① 大規模火災による被害を軽減するため、消防力を強化するため、消防情報システム（通信指令システム、支援系システム、画像伝送システム、その他業務システム等で構成されるシステムの総称）について、維持管理・定期点検を実施するとともに、定期的に関連機器等のハードウェア及びソフトウェアの更新を行う。また、施設の老朽化対策や消防車両等の増強・更新を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく整備を図り、消防ポンプ自動車と高規格救急車、高度救命処置用資機材の更新・整備を予定。また、消防団の活動強化のため、消防車両・小型動力ポンプ・車両無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備品の充実強化を進める。【危機管理部・関係部】
- ② 枚方市災害時受援計画の中で、救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点を山田池公園に位置づけているが、必要に応じて受け入れ体制等について内容の見直しを行う。【危機管理部】

(防災教育等)

- ① 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、学校安全計画に基づく、災害に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した防災訓練を実施する。【総合教育部】

(2) 住宅・都市

|  |
|--|
| 該当する起きてはならない最悪の事態<br>項番：1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-6, 3-1, 6-2, 6-3, 6-5, 7-1, 7-2, 7-3, 7-5, 8-2, 8-3, 8-4, 8-5 |
|--|

- ① 都市の防災機能の強化を図るため、住宅（マンションを含む。）・建築物の耐震診断、木造住宅の耐震改修等に対する補助を継続して実施する。また、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井について耐震対策を進める。さらに、災害時の迅速かつ安全で円滑な避難活動に加え、ライフラインの確保や延焼防止など、防災・減災上有効となる公園・緑地の整備、歩道整備、バリアフリー化整備、通学路等の安全確保や道路空間再配分整備等を推進する。【都市整備部、土木部】
- ② 枚方市駅周辺再整備ビジョン及び枚方市駅周辺再整備基本計画に基づき、まちづくりの合意形成を図りながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、老朽化した建築物の更新、公共施設の整備及び防災空間機能の確保等を行い、都市機能の更新や防災性の向上を図ることで、枚

方市駅周辺地域において多様な人々が安全・安心で快適に生活できるよう環境に配慮し、大規模災害にも強く、しなやかな都市環境を公民連携して形成する。

【市駅周辺等まち活性化部】

- ③ 上下水道施設のうち、上水道施設については、安全で安心な水道水を安定的に供給するために、水道施設整備基本計画に基づき計画的に更新・耐震化を図る。下水道施設については、施設の監視・制御機能を確保するため、施設の特性に応じた改築を行えるよう下水道ストックマネジメント計画に基づいた事業に着手し、効果的かつ計画的な維持管理を実施する。上下水道局全体としては、災害時に早期復旧できるよう上下水道局危機管理マニュアルの適宜改訂を行う。

【上下水道局】

- ④ 文化財所有者等の防災意識を啓発し、防災設備等の設置・改修、防災訓練の実施などを働きかける。【観光にぎわい部】

- ⑤ 地域コミュニティの維持・人口流出の防止のため、早期に被災者の生活再建支援を行う。公共住宅による応急仮設住宅の供給体制の整備のため、府営住宅、市営住宅のほか、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者と協議・調整を行い、空き状況の把握や供給に向けた体制を整備する。民間賃貸住宅等による応急仮設住宅の供給体制の整備ため、民間賃貸住宅等に関わる民間不動産関係団体と協議・調整を行い、空き状況・家賃状況等の把握や災害時の住宅相談窓口の設置など供給に向けた体制を整備する。これらに加え、本市地域防災計画で定めた応急仮設住宅建設候補地に加え、山田池公園など大規模な府有地の活用に向け、大阪府と協議を行い建設候補地として追加選定を検討するとともに、「建設型仮設住宅」の早期供給体制を構築するため、仮設資材リース会社と災害時の応援協定を締結するなど連携体制の確立を図る。また、大阪府と連携・協力しながら、国・府・市の公的支援制度や民間関係団体の融資制度などの住宅関連情報を整理するとともに、災害時にそれらの情報を市民に提供でき、また市民が住宅に関して相談できる相談窓口の設置に向けて取り組む。

【都市整備部】

(3) 保健医療・福祉

該当する起きてはならない最悪の事態  
項番：1-1, 2-1, 2-5, 2-6, 2-7

- ① 災害時、入院患者や施設利用者等が迅速かつ円滑に避難できる体制づくりを市内医療機関に対して、災害対策マニュアルの作成や訓練の実施を働きかける。【健康福祉部】
- ② 災害発生時に市内5病院に設置する拠点応急救護所及び災害発生場所に設置する現場救護所での

医療救護活動で使用する資器材は、現在策定事務を進めている「枚方市拠点応急救護所運営マニュアル」に定めることとしており、医薬品については、既に枚方市薬剤師会に委託し備蓄しており、医療用資器材については、拠点応急救護所設置の5病院に保管依頼して備蓄することや衛生材料などの備蓄供給体制を構築する。今後必要な協定を締結する。【健康福祉部】

- ③ 避難行動要支援者支援のため、避難行動要支援者全体計画の策定及び改訂を行うとともに発災時における的確な避難行動につながるよう、避難行動要支援者等の安否確認や避難支援の手順を整理し、体制作りを行う。【危機管理部、健康福祉部】
- ④ 災害時の医療救護体制の整備については、災害拠点病院である関西医科大学附属病院を中心とした医療関係機関等の連携を強化するとともに、災害時に対応できる医療従事者、医療資器材、医薬品の確保を図る。また、保健所を中心として生活衛生や感染症等の健康危機管理対策を推進する。【健康福祉部】
- ⑤ 被災者のこころのケアを行うため、精神保健業務専門職員の実施経験者を増やすとともに、「PFA（サイコロジカル・ファースト・エイド）」の手法取得を目的とした職員研修を実施し、災害時のメンタルヘルスケアについての理解を深め、被災者のメンタルヘルスについての的確に把握できる職員を育成する。また、避難所各所において聞き取りを行った情報を速やかに確認・分析を行えるよう体制整備を行い、被災者のニーズに応じたDPATの編成・出動要請を実施する。  
【健康福祉部】
- ⑥ 避難所における、感染症予防のため必要物品リストや対応マニュアルを作成し、避難所への感染症予防物品（マスク・手袋・手指消毒液・被災者への啓発媒体等）の配置方法について検討するとともに避難所派遣職員等を対象とした、感染症予防に関する基礎的な教育を実施していく。また、発災時のリスクアセスメントに必要な市内マップ、避難所情報シート、巡回記録用紙をあらかじめ用意しておくとともに、避難所個人カードの活用による避難所における感染症サーベランス体制の構築および必要な医療の確保を行う。【健康福祉部】
- ⑦ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設等における防災・減災対策を推進する。【健康福祉部】
- ⑧ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助を活用し、障害者支援施設等における防災・減災対策を推進する。【健康福祉部】
- ⑨ 次世代育成支援対策施設整備費の国庫補助を活用し、障害児支援施設等における防災・減災対策を推進する。【健康福祉部】

#### (4) エネルギー

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：2-1, 4-1, 5-1, 5-2, 6-1

- ① 災害時に長期間にわたって電気・ガスなどのライフラインの供給停止が起こった場合に備え、エネルギー関係事業者と協定を締結している。また、供給が停止したときに、早期に復旧できるよう、事業者との連携体制を構築するとともに電力復旧の優先順位や電源トリアージの手順等を整理する。【危機管理部】
- ② 電力の供給停止に備え、庁舎等に非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー等の導入を促進する。【関係部】

#### (5) 金融

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：3-1

- ① 災害時における予算執行・管理について、財務会計システムが停電等によりダウンした際、予備電源によるシステム機能の利用が想定されるため、バックアップを随時行う。【総合政策部】

#### (6) 情報通信

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：1-3, 1-4, 4-2, 4-3

- ① 災害時などのアクセス集中への対策として、Web サーバで公開している市ホームページのデータを事業者が持つ複数のキャッシュサーバーへ一時的に記憶させることで負担を軽減する CDN サービスを導入するとともに、市公式 LINE を開設し、災害発生時に積極的に情報発信を行う。今後、広報紙への多言語アプリの活用と各種ハザードマップや防災の手引き等について、市ホームページ上で外国人の閲覧がしやすい掲載方法を検討していく。【危機管理部、市長公室】
- ② 防災情報を迅速かつ的確に発信し、市民に正確に伝えるため、防災行政無線やエリアメール・緊急速報メールを活用する。平常時においては、定期的な点検・導通試験を行う。また、防災アプリの導入や、携帯端末等を持たない市民に対する情報伝達等、情報発信手段の拡充を図る。【危機管理部】

## (7) 産業構造

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：2-4

- ① 大阪府、市内事業者、関係機関と連携して発災後に、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される市内主要駅や庁舎等の受入場所の選定を含めた対策を検討する。また、一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する具体的な対策を検討する。【危機管理部】

## (8) 交通・物流

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：1-1, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-1, 4-1, 5-1, 5-3, 6-4, 7-1, 7-2

- ① 自然災害発生後にも、人命救助や支援物資の搬入等の通行機能を確保するため、緊急交通路等の道路・橋梁等の危険箇所の把握に努め、計画的に舗装更新や橋梁等の修繕・耐震化、効率的な無電柱化実施の検討、照明柱、街路樹を適正管理し、倒壊対策等も推進する。また、緊急交通路等の都市計画道路整備を推進し、地域の防災拠点等へのアクセス強化を図る。これらに加え、豪雨等によって冠水することが想定される市道アンダーパス部に排水ポンプ等を設置し、冠水防止対策を実施するとともに、冠水した際には、情報板等を活用した交通規制対策を進める。さらに、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開の体制の充実を図る。

【土木部】

- ② 大多数の利用がある鉄道駅及び緊急輸送道路と交差又は併走する鉄道施設の耐震性向上に向けた鉄道事業者の取り組みを促進する。【都市整備部】
- ③ 帰宅困難者の滞留場所として関係部署と協議を行い、対象公園箇所を選定し、体制を整えるとともに、防災・発災後の支援機能として、滞留可能な設備等を整備する。【土木部】
- ④ 災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、関係機関と連携し、淀川における水上輸送の確保について検討する。【危機管理部】



## (9) 農林水産

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：7-3

- ① ため池の防災・減災対策などを促進するため、ため池防災・減災アクションプラン（大阪府作成）において水防・老朽ため池に位置付けられたため池について、定期点検や府へ改修要望を行うとともに、ため池ハザードマップの作成に取り組む。【観光にぎわい部】
- ② 森林の荒廃を防ぐためにも、里山保全活動が必要であり、里山ボランティア活動団体とともに、里山の保全・活用を進める。【土木部】

## (10) 国土保全

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：1-1, 1-3, 6-5, 8-3

- ① 災害時の河川における河道や護岸等の損傷による道路や建物等への影響を最小限に抑えるため、定期的に河川巡回や調査等を実施する等、適正な維持管理を進める。また、準用河川整備計画等に基づき、治水対策工事を進める。【土木部】
- ② 土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や活用、土砂災害発生リスク周知のため、出前講座、防災講演会などを実施する。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、平成 28 年度から運用を開始した土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強補助制度の周知を図り、制度の活用を推進する。【危機管理部・土木部】
- ③ 風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムラインの策定を進める。【危機管理部】

## (11) 環境

該当する起きてはならない最悪の事態

項番：2-6, 7-4, 8-1

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、枚方市災害廃棄物処理計画に基づき、本市が実施すべき基本的な必要事項や発災後に作成する災害廃棄物処理実行計画策定の考え方をあらかじめ整理する。また、災害廃棄物の仮置場として使用される公園については、円滑に受け入れ出来るよう、公園入口部、園路等の改修・整備に取り組む。【環境部、土木部】
- ② 化学物質を取扱う事業者による事故や大規模災害による漏洩防止対策及びリスクコミュニケーション

ョンを促進するため、化学物質対策セミナーへの参加を促し、一定規模以上の事業所に対しては化学物質管理計画書の提出を求めるなどして、事業者による自主的な管理による環境リスクの低減を促進する。また、石綿除去等の作業実施時における立入検査と適正処理に関する指導を行うとともに、解体現場等におけるパトロールを実施し、適正処理に関する啓発活動を行い、国、府等が開催する事業者向けの説明会の開催案内等の情報提供を行う。【環境部】

- ③ 遺体安置のための資機材を速やかに調達するため、葬儀取扱店等の協力を得る必要があり、協定している事項について、定期的に協議・確認を行う。【環境部】

## (12) 土地利用

該当する起きているわけではない最悪の事態

項番：1-2, 7-1, 7-3

- ① 災害に強い市街地の形成を誘導するため、都市の防災機能を向上する市街地再開発事業、土地区画整理事業等に取り組むとともに、建築物が密集する商業地域には防火地域、近隣商業地域及び建築物が比較的密集する建蔽率60%以上の住居系用途地域及び準工業地域(一部の区域を除く)には準防火地域を指定する。【関係部】
- ② 大地震発生時に想定される延焼火災等から身を守るため一時避難場所として指定した1ha以上の公園について防災・減災の機能充実を図るとともに、自治会等が、安否確認や、緊急退避を行う一時避難地として使用できるよう一時避難場所以外の公園の安全性・機能向上を図るため、維持補修や整備を進める。また、災害時の迅速かつ安全で円滑な避難活動に加え、ライフラインの確保や延焼防止など防災・減災上有効となる公園・緑地の整備、歩道整備、バリアフリー化整備、通学路の安全確保や道路空間再配分整備等を推進する。【土木部】

## 【2の横断的分野】

### (A) リスクコミュニケーション

- ① 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、地震ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成・改訂及び全戸配布を行う。

【危機管理部】

- ② 地域における防災訓練を充実させることや地域で災害時に率先して行動できる人材を育成することが、災害発生時での円滑な避難行動や自助・共助に基づく救出・救助活動につながる。そのために継続して、地域防災訓練等の実施支援や人材育成研修を行う。【危機管理部】

- ③ 市民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につながるよう、出前講座等の機会を通じて啓発を行う。(防災マップを活用した啓発)【危機管理部】

- ④ 地域コミュニティの維持・人口流出の防止のため、早期に被災者の生活再建支援を行う。公共住宅による応急仮設住宅の供給体制の整備のため、府営住宅、市営住宅のほか、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者と協議・調整を行い、空き状況の把握や供給に向けた体制を整備する。また文化財の所有者等の防災意識を啓発するため、耐震診断や必要に応じた耐震補強、防災設備等の設置・改修、防災訓練の充実などを働きかけるとともに、より充実した指導・助言を行うための防災対策の手引き策定に向け検討を進める。【都市整備部、観光にぎわい部】

### (B) 人材育成

- ① 早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう研修等を実施する。

【危機管理部・市民生活部】

- ② 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録講習会の受講について全庁的に発信することにより判定士の増員を目指す。また、各防災訓練時などで判定実施訓練を定期的に行うことで経験を養う。【都市整備部】

- ③ 地域防災力を高めるためには、地域の防災分野で活躍する人材の育成が不可欠であり、継続して地域防災推進員育成研修会を開催することで、人材育成を進め、自主防災組織の強化を図る。

【危機管理部】

枚方市国土強靱化地域計画

令和3年3月3日策定

令和5年4月一部変更